

議案第130号 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区用地の取得について

1 王禅寺四ッ田特別緑地保全地区の概要

- 所在地 麻生区王禅寺字四ッ田1028番2ほか10筆
- 土地所有者 株式会社日立製作所
- 都市計画面積 約 7.1ha (平成25年2月13日 告示)
- 地積 71,410.92㎡
- 区域区分 市街化調整区域
- 植生 主にコナラ、エゴノキ等から構成される樹林地及び草地

2 特別緑地保全地区の土地の買入れ申出制度

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度です。こうしたことから、都市緑地法では、地区内において、建築物等の新築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為には市長の許可が必要となり、緑地の保全上支障があると認めるときは許可をしないこととされています。

これにより、土地所有者が許可を受けることができないため、その土地の利用に著しい支障を来す場合に、市長に対して土地の買入れを申し出ることができ、市はその土地を買入れるものとされています。

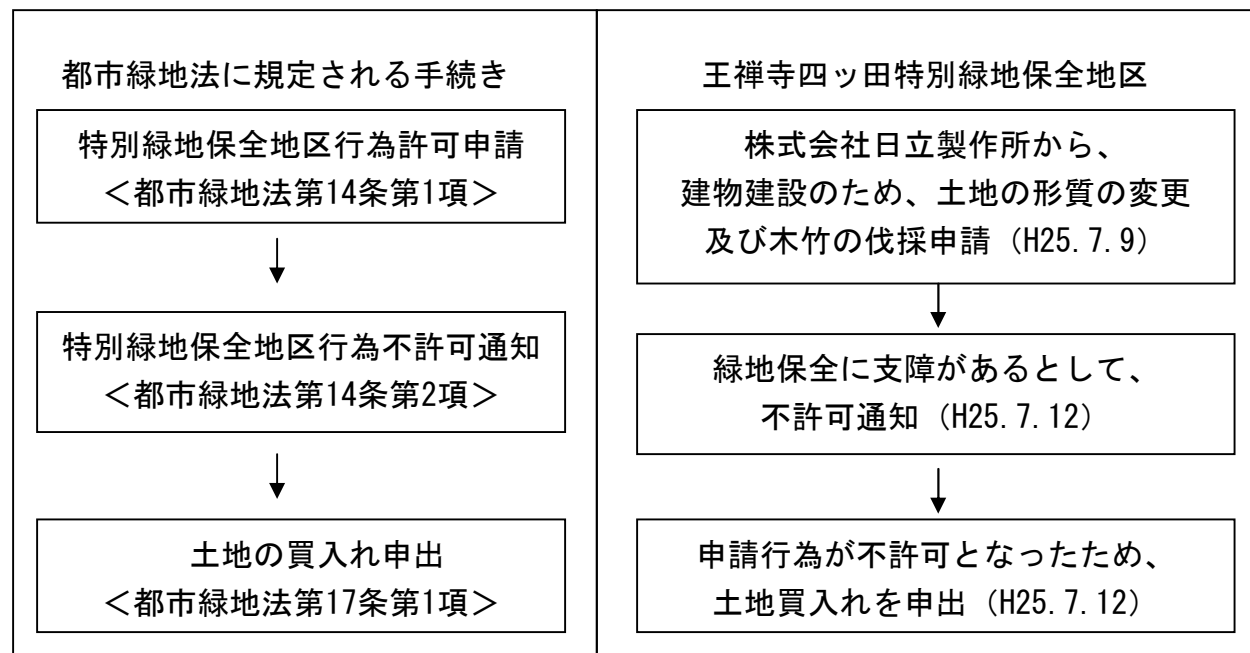


図-1 都市緑地法に規定される手続きについて

3 今後の予定

平成27年6月26日付けで、土地売買仮契約（取得面積 21,062.90㎡、取得価格 404,407,680円）を締結しております。この契約は、本議案の議決をもって、本契約とみなされるもので、その後、土地の引き渡しを受ける予定です。

4 区域図及び現況写真

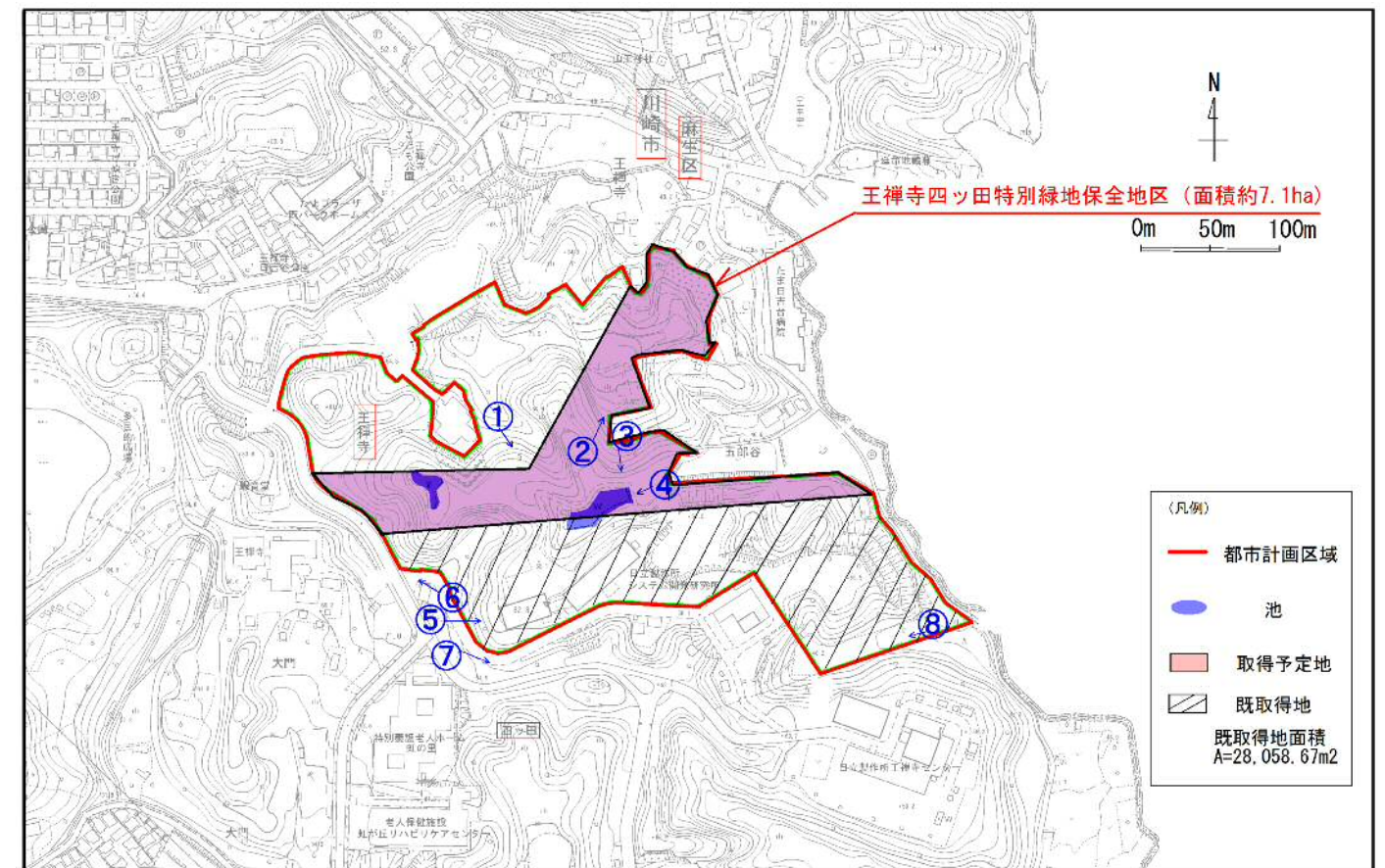


図-2

